

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2011年2月10日

【四半期会計期間】 第94期第3四半期(自2010年10月1日至2010年12月31日)

【会社名】 三谷商事株式会社

【英訳名】 MITANI CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三谷 聡

【本店の所在の場所】 福井市豊島一丁目3番1号

【電話番号】 0776(20)3111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員財務部長 山本克典

【最寄りの連絡場所】 福井市豊島一丁目3番1号

【電話番号】 0776(20)3111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員財務部長 山本克典

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第93期 前第3四半期 連結累計期間	第94期 当第3四半期 連結累計期間	第93期 前第3四半期 連結会計期間	第94期 当第3四半期 連結会計期間	第93期
会計期間		自2009年4月1日 至2009年12月31日	自2010年4月1日 至2010年12月31日	自2009年10月1日 至2009年12月31日	自2010年10月1日 至2010年12月31日	自2009年4月1日 至2010年3月31日
売上高	(百万円)	235,613	265,808	85,655	94,968	325,562
経常利益	(百万円)	5,519	6,844	2,009	2,877	8,612
四半期(当期)純利益	(百万円)	2,708	2,994	984	1,246	4,485
純資産額	(百万円)			61,525	66,129	63,447
総資産額	(百万円)			145,695	158,162	137,150
1株当たり純資産額	(円)			1,986.58	2,142.40	2,050.60
1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	98.29	108.63	35.72	45.20	162.76
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)					
自己資本比率	(%)			37.6	37.3	41.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	17,814	15,047			11,278
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,262	3,785			2,703
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,459	1,842			2,729
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)			36,333	41,211	28,087
従業員数	(名)			1,957	1,898	1,908

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2010年12月31日現在

従業員数(名)	1,898
---------	-------

### (2) 提出会社の状況

2010年12月31日現在

従業員数(名)	512
---------	-----

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同四半期比(%)
情報システム関連事業部門	386	1.3
企業サプライ関連事業部門	316	32.5
生活・地域サービス関連事業部門	8,290	125.7
合計	8,994	24.6

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同四半期比(%)
情報システム関連事業部門	7,751	8.1
企業サプライ関連事業部門	80,214	13.6
生活・地域サービス関連事業部門	28,560	9.9
セグメント間の売上	21,558	-
合計	94,968	10.9

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間の業績につきましては、売上高が946億68百万円（前年同四半期比10.9%増）となりました。石油製品の販売数量の増加や販売価格の上昇などにより売上高は増加いたしました。

営業利益につきましては、半導体販売の需要が回復したことや、退職給付費用が減少したことなどにより27億96百万円（前年同四半期比45.9%増）となり、経常利益につきましては28億77百万円（前年同四

半期比43.2%増)となりました。

特別利益におきまして事業整理引当金の戻入益など1億9百万円計上いたしました。一方で特別損失におきまして固定資産売却損など6億23百万円計上いたしました。

この結果、税金等調整前四半期純利益は23億64百万円(前年同四半期比16.4%増)、四半期純利益は12億46百万円(前年同四半期比26.6%増)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

情報システム関連事業部門

情報システム関連事業部門におきましては、売上高77億51万円(前年同四半期比8.1%増)となり、営業利益は3億87百万円(前年同四半期比66.9%増)となりました。

企業サプライ関連事業部門

企業サプライ関連事業部門におきましては、売上高は802億14百万円(前年同四半期比13.6%増)となり、営業利益は19億33百万円(前年同四半期比34.0%増)となりました。

生活・地域サービス関連事業部門

生活・地域サービス関連事業部門におきましては、売上高は285億60万円(前年同四半期比9.9%増)となり、営業利益は7億80百万円(前年同四半期比10.8%増)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は1,581億62百万円となり、前連結会計年度末と比べて210億12百万円増加いたしました。これは主に期末が休日のため仕入債務が増加したことなどによります。

社債を含む長短借入金合計は126億79百万円で前連結会計年度末より29億87百万円増加いたしました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、107億26百万円の収入となりました。この主な要因は、期末が休日のため仕入債務が増加したことなどによります。投資活動によるキャッシュ・フローは、9億6百万円の収入となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の増加などにより、22億93百万円の収入となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付行為(において定義されます。)の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為の内容等について検討するためあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために必要な十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社グループが専門商社として業界での確固たる地位を築き、当社グループが構築してきたコーポレートブランド・企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉である

( ) 当社のグループの総合力、( ) 優良な顧客資産、( ) 開拓者精神を核心とする企業風土と健全な財務体質を維持することが必要不可欠であり、これらが当社の株式の大量買付行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付行為の提案を受けた際には、前記事項のほか、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社グループの企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握した上で、当該買付が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

当社としては、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、株主の皆様が当該大量買付に応じるべきか否かを判断するに際し、必要十分な情報の提供と一定の評価期間が与えられた上で、熟慮に基づいた判断を行うことができるような体制を確保することが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、当社取締役会が株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提案するために必要な情報や時間を確保した上で、株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは必要に応じ株主の皆様のために買収者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することを可能とするための枠組みが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付行為を抑止するために必要不可欠であり、さらには、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大量買付行為に対しては、当社が必要かつ相当な対抗をすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

#### 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値をさらに向上させるために、既存の勝ち組事業においても絶え間ないコストダウンを図りながら、同業他社に負けないようトップシェアを目指しております。また、既存の地域や市場に固執せず、「開拓者精神」をいかに発揮し、新たな市場や未開拓の地域へ進出することにより、中長期的な企業価値の向上を実現してまいります。

基本方針としましては、グループ全体の有形無形の経営資源を分散させず、各事業や各地域にこれらを最適な方法により配分し、無駄のない、コストの低い、効率の良い事業活動を進めてまいります。また、当社は、市場や顧客の変化に迅速に対応し、「お客様第一」をモットーに、お客様に喜ばれるような提案や価格を提供することにより、それぞれの地域や業界においてシェアを高めていきます。このような企業活動により、当社の企業価値および株主共同の利益の向上を図ってまいります。

当社において、コーポレート・ガバナンスの強化としては、これまでに以下の施策を行ってまいりました。

当社は、2001年6月27日開催の当社取締役会において、執行役員制度の導入を決定するとともに、同日の定時株主総会において取締役の人数を15名から11名（現在は6名）に削減し、迅速かつ機動的な経営判断を行える体制としました。また、併せて、当社は株主の皆様に対する経営陣の責任を明確化するため、当社の取締役の任期を2年から1年に短縮しております。

さらに、当社は、内部監査部門として監査室を設置し、コンプライアンスやリスク管理の状況などを定期的に監査しております。これに加え、内部統制の整備・充実に着手しております。

これらの業務執行の迅速性及び機動性の強化と経営監視機能の強化により、効率的かつ透明性の高い企業経営を実現してまいります。

当社は、コーポレート・ガバナンスとしての内部統制システム等の整備・構築およびコンプライアンス

ス体制の充実にも積極的に取り組んでおり、今後はより一層のガバナンスの強化・充実に取り組んでいく所存であります。

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2008年5月8日開催の当社取締役会において、で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株式の大量買付行為への対応策」（以下「本プラン」といいます。）の導入を決議し、2008年6月20日開催の第91回定時株主総会において、本プランの導入につき承認を得ております。

本プランは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、大量買付行為を行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）に対し、（ ）事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、（ ）当社が当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、（ ）株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。かかる大量買付行為についての必要かつ十分な情報の収集・検討等を行う時間を確保するため、大量買付者には、取締役会評価期間が経過し、かつ当社取締役会または株主総会が対抗措置としての新株予約権無償割当ての実施の可否について決議を行うまで大量買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

本プランは、以下の（a）ないし（c）のいずれかに該当しまたはその可能性がある行為がなされ、またはなされようとする場合（以下「大量買付行為」といいます。）を適用対象とします

- （a）当社が発行者である株券等に関する大量買付者の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得
- （b）当社が発行者である株券等に関する大量買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得
- （c）当社が発行者である株券等に関する大量買付者が、当社の他の株主との間で当該他の株主が当該大量買付者の共同保有者に該当することとなる行為を行うことにより、当該大量買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為

大量買付行為を行う大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、当社に対して、当社株主の皆様との判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）および大量買付者が大量買付行為に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した買付説明書を、当社の定める書式および方法により提出していただきます。

次に、大量買付者より本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、当社取締役会は、大量買付行為の内容の評価、検討、協議、交渉、代替案作成のための期間として、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大量買付行為の場合）の取締役会評価期間を設定します。当社取締役会は、当該期間内に、当社経営陣から独立した外部専門家等の助言を受けることができます。当社取締役会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会が代替案を作成した場合にはその概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と当社取締役会が判断した情報を除き、情報開示を行います。独立委員会は、大量買付者および当社取締役会から提供された情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得て大量買付行為の内容の評価・検討を行います。独立委員会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付者から提供された本必要情報、大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会から提出された代替案の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と独立委員会が判断した情報を除き、取締役会を通じて情報開示を行います。当社取締

役会は、大量買付者が本プランに定められた手順を遵守したか否か、大量買付者が本プランに定められた手順を遵守した場合であってもその大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものとして対抗措置として新株予約権無償割当てを実施するか否か、および、対抗措置として新株予約権無償割当てを実施するか否かについて株主総会に諮るか否かの判断については、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、独立委員会に必ず諮問することとします。

独立委員会は、対抗措置としての新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施または新株予約権の無償割当ての実施の可否につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告を行います。

当社取締役会は、独立委員会の前述の勧告を最大限尊重し、新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施に関する会社法上の機関としての決議または株主総会招集の決議その他必要な決議を遅滞なく行います。新株予約権無償割当て実施の可否につき株主総会において株主の皆様にお諮りする場合には、株主総会招集の決議の日より最長60日以内に株主総会を開催することとします。対抗措置としての新株予約権無償割当てを実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大量買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大量買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとします。また、当社取締役会は、当社取締役会または株主総会が新株予約権無償割当てを実施することを決定した後も、新株予約権無償割当ての実施が適切でないと判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、新株予約権無償割当ての中止またはまたは変更を行うことがあります。当社取締役会は、前述の決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本プランの有効期間は、2008年6月20日開催の定時株主総会においてその導入が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。なお、本プランの有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、独立委員会の承認を得たうえで、本プランの内容を変更する場合があります。

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス[http://www.mitani-corp.co.jp/ir/2008\\_5\\_19.pdf](http://www.mitani-corp.co.jp/ir/2008_5_19.pdf)）に掲載する2008年5月8日付プレスリリースをご覧ください。

#### 具体的取組みに対する当社取締役の判断及びその理由

に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、に記載した通り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、に記載した本プランも、に記載した通り、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために導入されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施または株主総会招集の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者である外部専門家等を利用することができることとされていること、本プランの有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。



- (5) 研究開発活動  
該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

特記すべき事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	97,000,000
計	97,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (2010年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2011年2月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	31,602,137	31,602,137	東京証券取引所 (市場第二部) 大阪証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は 100株であります。
計	31,602,137	31,602,137		

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2010年10月1日～ 2010年12月31日	-	31,602	-	5,008	-	5,634

#### (6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2010年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2010年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,731,600		
	(相互保有株式) 普通株式 7,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 27,830,900	278,309	
単元未満株式	普通株式 32,637		一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	31,602,137		
総株主の議決権		278,309	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式56株が含まれております。

【自己株式等】

2010年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称等	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 三谷商事株式会社	福井市豊島一丁目3番1号	3,731,600	-	3,731,600	11.80
(相互保有株式) 三谷総業株式会社	福井市豊島一丁目3番1号	6,000	-	6,000	0.01
(相互保有株式) 株式会社 エムツージェネシス	埼玉県さいたま市南区鹿手 袋一丁目1番1号	1,000	-	1,000	0.00
計		3,738,600	-	3,738,600	11.83

## 2 【株価の推移】

### 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	2010年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	615	688	581	578	622	647
最低(円)	541	552	542	551	551	588

月別	2010年 10月	11月	12月
最高(円)	650	636	670
最低(円)	590	589	610

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

## 3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、本四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(2009年10月1日から2009年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(2009年4月1日から2009年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(2010年10月1日から2010年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(2010年4月1日から2010年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(2009年10月1日から2009年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(2009年4月1日から2009年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(2010年10月1日から2010年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(2010年4月1日から2010年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、永昌監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (2010年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (2010年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	41,273	28,159
受取手形及び売掛金	3, 4 69,652	63,589
リース投資資産	1,724	1,602
商品及び製品	4,949	3,846
仕掛品	476	350
原材料及び貯蔵品	684	670
その他	6,640	6,707
貸倒引当金	3,634	3,283
流動資産合計	121,767	101,644
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	9,223	9,893
機械装置及び運搬具（純額）	4,665	2,708
工具、器具及び備品（純額）	2,472	2,381
土地	9,154	9,616
その他（純額）	119	61
有形固定資産合計	1 25,635	1 24,660
無形固定資産		
のれん	732	602
その他	765	908
無形固定資産合計	1,497	1,510
投資その他の資産		
投資有価証券	4,843	4,908
その他	5,391	5,512
貸倒引当金	972	1,086
投資その他の資産合計	9,261	9,334
固定資産合計	36,395	35,505
資産合計	158,162	137,150

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (2010年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (2010年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4 64,306	48,740
短期借入金	6,870	6,255
未払法人税等	647	1,149
賞与引当金	1,004	1,789
その他	10,302	8,841
流動負債合計	83,131	66,776
固定負債		
社債	20	-
長期借入金	5,788	3,436
退職給付引当金	1,188	1,129
役員退職慰労引当金	767	913
事業整理損失引当金	651	945
その他	485	500
固定負債合計	8,901	6,925
負債合計	92,033	73,702
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,008	5,008
資本剰余金	5,636	5,636
利益剰余金	50,024	47,461
自己株式	1,595	1,595
株主資本合計	59,074	56,510
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	12	20
評価・換算差額等合計	12	20
少数株主持分	7,067	6,916
純資産合計	66,129	63,447
負債純資産合計	158,162	137,150



(2)【四半期連結損益計算書】  
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自2009年4月1日 至2009年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自2010年4月1日 至2010年12月31日)
売上高	235,613	265,808
売上原価	211,587	241,569
売上総利益	24,026	24,239
販売費及び一般管理費	18,843	17,798
営業利益	5,182	6,440
営業外収益		
持分法による投資利益	84	53
その他	687	742
営業外収益合計	772	795
営業外費用		
支払利息	74	71
売上割引	76	93
その他	283	226
営業外費用合計	435	391
経常利益	5,519	6,844
特別利益		
前期損益修正益	24	-
固定資産売却益	-	96
役員退職慰勞引当金戻入額	-	124
事業整理損失引当金戻入額	378	-
その他	65	202
特別利益合計	468	422
特別損失		
固定資産売却損	-	331
固定資産除却損	74	-
投資有価証券評価損	137	-
その他	108	657
特別損失合計	320	989
税金等調整前四半期純利益	5,667	6,277
法人税、住民税及び事業税	1,975	2,364
法人税等調整額	638	577
法人税等合計	2,613	2,941
少数株主損益調整前四半期純利益	-	3,336
少数株主利益	345	341
四半期純利益	2,708	2,994

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自 2009年10月1日 至 2009年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2010年10月1日 至 2010年12月31日)
売上高	85,655	94,968
売上原価	77,479	86,429
売上総利益	8,175	8,538
販売費及び一般管理費	1 6,258	1 5,742
営業利益	1,917	2,796
営業外収益		
持分法による投資利益	11	5
その他	207	194
営業外収益合計	218	199
営業外費用		
支払利息	25	21
売上割引	30	34
その他	70	62
営業外費用合計	126	118
経常利益	2,009	2,877
特別利益		
退職給付費用戻入益	-	29
事業整理損失引当金戻入額	63	34
その他	20	46
特別利益合計	84	109
特別損失		
固定資産売却損	-	234
固定資産除却損	19	-
投資有価証券評価損	4	-
その他	38	389
特別損失合計	61	623
税金等調整前四半期純利益	2,032	2,364
法人税、住民税及び事業税	573	936
法人税等調整額	306	68
法人税等合計	880	1,005
少数株主損益調整前四半期純利益	-	1,359
少数株主利益	167	113
四半期純利益	984	1,246

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2009年4月1日 至 2009年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2010年4月1日 至 2010年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	5,667	6,277
減価償却費	2,560	2,682
のれん償却額	215	206
事業整理損失引当金の増減額（は減少）	1,442	294
貸倒引当金の増減額（は減少）	96	237
賞与引当金の増減額（は減少）	877	775
退職給付引当金の増減額（は減少）	18	86
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	44	145
受取利息及び受取配当金	110	113
支払利息	74	71
持分法による投資損益（は益）	84	53
売上債権の増減額（は増加）	2,260	6,011
リース投資資産の増減額（は増加）	349	121
たな卸資産の増減額（は増加）	218	1,242
仕入債務の増減額（は減少）	9,978	15,567
その他	3,137	1,336
小計	21,914	17,706
利息及び配当金の受取額	146	144
利息の支払額	78	71
法人税等の支払額	4,168	2,731
営業活動によるキャッシュ・フロー	17,814	15,047
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	2,433	5,764
有形固定資産の売却による収入	492	331
投資有価証券の取得による支出	94	59
投資有価証券の売却による収入	1	58
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	96	10
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	28
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	-	69
貸付けによる支出	327	93
貸付金の回収による収入	67	89
その他	128	1,704
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,262	3,785

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2009年4月1日 至 2009年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2010年4月1日 至 2010年12月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の増減額（は減少）	271	1,347
長期借入れによる収入	600	3,250
長期借入金の返済による支出	1,541	2,190
社債の償還による支出	200	-
配当金の支払額	431	431
少数株主への配当金の支払額	136	124
その他	20	8
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>1,459</b>	<b>1,842</b>
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	14,092	13,104
現金及び現金同等物の期首残高	22,240	28,087
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	19
現金及び現金同等物の四半期末残高	36,333	41,211

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期連結会計期間(自 2010年10月1日 至 2010年12月31日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 2010年4月1日 至 2010年12月31日)
1 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 当第3四半期連結累計期間において、重要性が増したこと等により6社を連結の範囲に含め、合併により3社、株式売却により1社を連結の範囲から除外しております。 (2) 変更後の連結子会社の数 93社
2 持分法の適用に関する事項の変更	該当事項はありません。
3 連結子会社の事業年度等に関する事項の変更	該当事項はありません。
4 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 2008年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 2008年3月10日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 (2) 資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 2008年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 2008年3月31日)を適用しております。 これによる損益に与える影響は軽微であります。 (3) 企業結合に関する会計基準等の適用 当第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2008年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 2008年12月26日)、「『研究開発費等に関わる会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号 2008年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 2008年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 2008年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2008年12月26日)を適用しております。
5 四半期連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲の変更	該当事項はありません。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間  
(自 2010年4月1日 至 2010年12月31日)

(四半期連結損益計算書関係)

- 1 前第3四半期連結累計期間において、特別利益の「前期損益修正益」及び「事業整理引当金戻入額」、特別損失の「固定資産除却損」及び「投資有価証券評価損」を区分掲記していましたが、当第3四半期連結累計期間においては特別利益総額及び特別損失総額の100分の20以下になったため、それぞれ「その他」に含めて表示しております。なお、当第3四半期連結累計期間における「前期損益修正益」は8百万円、「事業整理引当金戻入額」は42百万円、「固定資産除却損」は60百万円、「投資有価証券評価損」は37百万円であります。  
また、前第3四半期連結累計期間において、特別利益の「その他」に含めていた「固定資産売却益」、特別損失の「その他」に含めていた「固定資産売却損」は、当第3四半期連結累計期間において特別利益総額及び特別損失総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結累計期間より区分掲記することとしました。なお、前第3四半期連結累計期間の特別利益の「その他」に含まれる「固定資産売却益」は12百万円、特別損失の「その他」に含まれる「固定資産売却損」は8百万円であります。
- 2 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 2008年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(2009年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

当第3四半期連結会計期間  
(自 2010年10月1日 至 2010年12月31日)

(四半期連結損益計算書関係)

- 1 前第3四半期連結会計期間において、特別損失の「固定資産除却損」を区分掲記していましたが、当第3四半期連結会計期間においては特別損失総額の100分の20以下になったため、「その他」に含めて表示しております。なお、当第3四半期連結会計期間における「固定資産除却損」は45百万円であります。  
また、前第3四半期連結会計期間において、特別損失の「その他」に含めていた「固定資産売却損」は、当第3四半期連結会計期間においては特別損失総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結会計期間より区分掲記することとしました。なお、前第3四半期連結会計期間の特別損失の「その他」に含まれる「固定資産売却損」は7百万円であります。
- 2 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 2008年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(2009年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 2010年4月1日 至 2010年12月31日)
1 棚卸資産の評価方法	<p>当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算出する方法によっております。</p> <p>また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについて正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。</p>
2 固定資産の減価償却費の算定方法	<p>定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p>
3 法人税等の算定方法	<p>連結財務諸表における重要性が乏しい連結子会社においては、税金費用の計算にあたり、税引前四半期純利益に、前年度の損益計算書における税効果会計適用後の法人税等の負担率を乗じて計算する方法によっております。</p>
4 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	<p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自 2010年4月1日 至 2010年12月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (2010年12月31日)	前連結会計年度末 (2010年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 <div style="text-align: right;">31,742百万円</div>	1 有形固定資産の減価償却累計額 <div style="text-align: right;">30,957百万円</div>
2 保証債務 下記の会社の仕入債務等についてそれぞれ下記金額の保証を行っています。 大阪セメント卸(協) 22百万円 その他(3社) 11 <hr style="width: 100px; margin-left: 100px;"/> 計 34	2 保証債務 下記の会社の仕入債務等についてそれぞれ下記金額の保証を行っています。 京都中央生コン販売(協) 100百万円 組合員9社 その他(2社) 24 <hr style="width: 100px; margin-left: 100px;"/> 計 124
3 受取手形裏書譲渡高 <div style="text-align: right;">8百万円</div>	
4 当第3四半期連結会計期間末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当第3四半期連結会計期間末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当第3四半期連結会計期間末日の残高に含まれております。 受取手形 1,449百万円 支払手形 3,148	



(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自 2009年4月1日 至 2009年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2010年4月1日 至 2010年12月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。
給与・賞与 8,461百万円	給与・賞与 8,344百万円
減価償却費 1,299	減価償却費 1,228
地代家賃 1,216	地代家賃 1,180
退職給付費用 980	貸倒引当金繰入額 256
役員退職慰労引当金繰入額 90	

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 2009年10月1日 至 2009年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2010年10月1日 至 2010年12月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。
給与・賞与 2,694百万円	給与・賞与 2,625百万円
地代家賃 402	地代家賃 389
減価償却費 369	減価償却費 384
退職給付費用 361	貸倒引当金繰入額 149
貸倒引当金繰入額 450	
役員退職慰労引当金繰入額 40	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 2009年4月1日 至 2009年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2010年4月1日 至 2010年12月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (2009年12月31日)	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (2010年12月31日)
現金及び預金 36,411百万円	現金及び預金 41,273百万円
預入期間が3か月超の定期預金 77 "	預入期間が3か月超の定期預金 61 "
現金及び現金同等物 36,333百万円	現金及び現金同等物 41,211百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(2010年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自2010年4月1日至2010年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	31,602,137

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	4,034,246

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2010年6月18日 定時株主総会	普通株式	222	8.00	2010年3月31日	2010年6月21日	利益剰余金
2010年11月10日 取締役会	普通株式	209	7.50	2010年9月30日	2010年12月6日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの  
 該当事項はありません。

5 株主資本の金額の著しい変動に関する事項

当第3四半期連結会計期間における剰余金の配当について、「4 配当に関する事項」に記載しております。なお、この他に該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 2009年10月1日 至 2009年12月31日)

	情報システム 関連事業部門 (百万円)	企業サプライ 関連事業部門 (百万円)	生活・地域 サービス 関連事業部門 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客 に対する 売上高	6,948	56,960	21,745	85,655		85,655
(2) セグメント 間の内部 売上高又は 振替高	220	13,637	4,253	18,111	(18,111)	
計	7,169	70,597	25,999	103,767	(18,111)	85,655
営業利益	232	1,442	704	2,379	(462)	1,917

前第3四半期連結累計期間(自 2009年4月1日 至 2009年12月31日)

	情報システム 関連事業部門 (百万円)	企業サプライ 関連事業部門 (百万円)	生活・地域 サービス 関連事業部門 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客 に対する 売上高	21,068	152,966	61,578	235,613		235,613
(2) セグメント 間の内部 売上高又は 振替高	609	38,929	12,115	51,654	(51,654)	
計	21,678	191,896	73,694	287,268	(51,654)	235,613
営業利益	633	4,366	1,299	6,299	(1,116)	5,182

(注) 1 事業区分は、ユーザーの視点に立った販売市場の類似性によっております。

2 各事業区分の主要な商品または事業内容

事業区分	主要な商品または事業内容
情報システム関連事業部門	情報機器・ソフトウェア・保守サービス・画像処理システムなど
企業サプライ関連事業部門	半導体・建設資材・ゴンドラ機械・石油製品・リース事業など
生活・地域サービス関連事業部門	ケーブルテレビ・インターネット・有料老人ホーム・自動車販売・生コン・燃料小売など

3 会計処理の方法の変更

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、ソフトウェアの受託制作に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 2007年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 2007年12月27日)を当第1四半期連結会計期間より適用し、当第1四半期連結会計期間に着手したソフトウェアの受託制作から、当第3四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受託制作については工事進行基準(進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の場合については工事完成基準を適用しております。これにより、従来の方法によった場合と比較して、当第3四半期連結累計期間では、情報システム関連事業部門において売上高が162百万円、営業利益が39百万円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自2009年10月1日至2009年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自2009年4月1日至2009年12月31日)

全セグメント売上高の合計に占める日本の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自2009年10月1日至2009年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自2009年4月1日至2009年12月31日)

海外売上高の合計が連結売上高の10%未満のため、海外売上高を省略しております。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当第3四半期連結累計期間(自2010年4月1日至2010年12月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自2010年10月1日至2010年12月31日)

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務報告が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定方法及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、ユーザーの視点に立った販売市場の類似性により事業別のセグメントから構成されており、「情報システム関連事業部門」、「企業サプライ関連事業部門」、「生活・地域サービス関連事業部門」の3つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントの概要は次のとおりであります。

報告セグメント	主要な商品または事業内容
情報システム関連事業部門	情報機器・ソフトウェア・保守サービス・画像処理システムなど
企業サプライ関連事業部門	半導体・建設資材・ゴンドラ機械・石油製品・リース事業・風力発電など
生活・地域サービス関連事業部門	ケーブルテレビ・インターネット・有料老人ホーム・自動車販売・生コン・燃料小売など

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自2010年4月1日至2010年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	四半期連結損益計算書計上額
	情報システム関連事業部門	企業サプライ関連事業部門	生活・地域サービス関連事業部門	計		
売上高						
外部顧客への売上高	22,375	175,101	68,331	265,808		265,808
セグメント間の内部売上高又は振替高	534	45,262	13,723	59,520	59,520	
計	22,910	220,363	82,055	325,329	59,520	265,808
セグメント利益	1,203	5,198	1,258	7,660	1,219	6,440

(注) 1 セグメント利益の調整額 1,219百万円は、主に各報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

2 セグメント利益の合計の金額は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当第3四半期連結会計期間(自2010年10月1日至2010年12月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	情報システム 関連事業部門	企業サプライ 関連事業部門	生活・地域 サービス 関連事業部門	計		
売上高						
外部顧客への売上高	7,553	63,855	23,558	94,968		94,968
セグメント間の内部売上高 又は振替高	197	16,358	5,001	21,558	21,558	
計	7,751	80,214	28,560	116,526	21,558	94,968
セグメント利益	387	1,933	780	3,101	305	2,796

(注) 1 セグメント利益の調整額 305百万円は、主に各報告セグメントに帰属しない一般管理費です。  
 2 セグメント利益の合計の金額は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 2009年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 2008年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

当第3四半期連結会計期間末(2010年12月31日)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(2010年12月31日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(2010年12月31日)

当社グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自2010年10月1日至2010年12月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第3四半期連結会計期間(自2010年10月1日至2010年12月31日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

当第3四半期連結会計期間末(2010年12月31日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当第3四半期連結会計期間末(2010年12月31日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (2010年12月31日)	前連結会計年度末 (2010年3月31日)
1株当たり純資産額 2,142円40銭	1株当たり純資産額 2,050円60銭

2. 1株当たり四半期純利益金額等

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自2009年4月1日 至2009年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自2010年4月1日 至2010年12月31日)
1株当たり四半期純利益 98円29銭	1株当たり四半期純利益 108円63銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎については、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自2009年4月1日 至2009年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自2010年4月1日 至2010年12月31日)
四半期純利益金額(百万円)	2,708	2,994
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,708	2,994
普通株式の期中平均株式数(株)	27,555,735	27,567,726

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自2009年10月1日 至2009年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自2010年10月1日 至2010年12月31日)
1株当たり四半期純利益 35円72銭	1株当たり四半期純利益 45円20銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎については、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結会計期間 (自2009年10月1日 至2009年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自2010年10月1日 至2010年12月31日)
四半期純利益金額(百万円)	984	1,246
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	984	1,246
普通株式の期中平均株式数(株)	27,554,131	27,568,065

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

第94期（2010年4月1日から2011年3月31日まで）中間配当については、2010年11月10日開催の取締役会において、2010年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	209百万円
1株当たりの金額	7円50銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2010年12月6日



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2010年2月10日

三谷商事株式会社  
取締役会 御中

永昌監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 松 田 俊 雄 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 山 本 栄 一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三谷商事株式会社の2009年4月1日から2010年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2009年10月1日から2009年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2009年4月1日から2009年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三谷商事株式会社及び連結子会社の2009年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2011年2月9日

三谷商事株式会社  
取締役会 御中

永昌監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 松 田 俊 雄 印

業務執行社員 公認会計士 南 部 守 正 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三谷商事株式会社の2010年4月1日から2011年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2010年10月1日から2010年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2010年4月1日から2010年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三谷商事株式会社及び連結子会社の2010年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。